

経済再生・財政健全化の一体的な推進強化に向けて
～社会保障制度改革～

令和元年 12 月 5日
竹森 俊平
中西 宏明
新浪 剛史
柳川 範之

10 月 28 日の経済財政諮問会議において提案した社会保障制度改革は、団塊世代が 75 歳に入り始める 2022 年までにいずれもスピード感をもって進めるべき取組であり、令和2年度予算や年末に改定する改革工程表に反映し、着実に推進していくべきである。特に、今後着実な実行が求められる地域医療構想については、民間病床の再編や7対1や療養病床の転換促進をしっかりと進める必要がある。

令和2年度予算編成や改革工程表の改定に当たり、10 月 28 日の提案等¹に加え、以下の事項について、更なる具体化を求める。

1. 短時間労働者の就業調整の回避

被用者保険の適用に伴う保険料負担の増加を理由に短時間労働者が就業調整を行うことは、本人の働きたいとの希望が実現されないことに加え、将来の年金給付増等のセーフティネットも提供されないという意味で、個人にとっても、経済にとっても大きなマイナスとなる。以下の取組を通じ、就業調整の回避に全力を挙げるべきである。

- 被用者保険の適用拡大に伴い、将来の年金受取額の増加、傷病手当金、出産手当金といった医療保険の給付の充実など、短時間労働者が得られるメリットについての分かりやすい広報を徹底して行うべき。
- 2019 年度から拡充されたキャリアアップ助成金²について、就業調整が行われる傾向がある年末に向けて、改めて周知を図るべき。また、利用実績を四半期ごとに把握し、利活用促進に向けた課題解決のための対応を取るべき。
- 依然として5割以上の従業員家庭において、就労調整のインセンティブとなる配偶者手当の収入上限の壁が残っている。収入上限や他の手当への見直し等を引き続き推進すべき。³

¹ 短時間労働者の就業調整の回避については、「内外のリスクの点検と経済の好循環の拡大へ」(2019 年 10 月 10 日経済財政諮問会議・有識者議員提出資料)において提案。

² 短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成する「短時間労働者労働時間延長コース」と労使合意に基づく社会保険の適用拡大により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成する「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」。

³ 国家公務員については、2017 年度から 2020 年度にかけて、配偶者手当等の減額を原資として、子に係る手当の引上げを段階的に実施。

2. 介護サービスの生産性向上・グローバル成長産業化

介護現場の人手不足が続く一方、団塊世代が後期高齢者に入り始めることで介護サービス需要は今後、さらに高まる。介護サービス提供者と利用者双方のQOLの向上に向けて、介護サービスの生産性を高めていく必要がある。また、結果として介護システムが成長産業化していくことは、今後アジア諸国等で急速に進む高齢化に対する新たなインフラ輸出にも資する。以下の取組を通じて、介護サービスの生産性向上、グローバル成長産業化に向けて、取り組むべき。

- 厚労省の専門委員会⁴で介護分野の文書に係る負担軽減に向けた今後3年以内の取組がまとめられた。3年以内のウェブ入力・電子申請、データの共有化・文書保管の電子化の確実な実現に向けて、保険者インセンティブの活用等を通じ、自治体における取組を着実に推進すべき。
- 厚労省主導で2019年度にケアプランの標準仕様が定められ、あわせて導入支援事業が開始されたものの、進捗状況が明らかでない。今後、現場での実装において、標準仕様に基づくシステムの導入・事業所間の介護ソフトの互換性の確保が着実に進むよう、KPIを掲げて着実に推進すべき。
- 現場と先端技術のマッチング⁵を加速する プラットフォームの形成、社会福祉法人等介護事業者とIT関連ベンチャーとの連携を促すべき。そうした技術の横展開を促進するため、エビデンスを蓄積し、報酬体系にも反映すべき。

3. 見える化の徹底

保険者、自治体等の行動変容を促すとともに、取組の効果的な検証につなげていくため、内閣府の協力を得つつ、厚労省は見える化に徹底して取り組むべき。

- 国保に加え、後期高齢者医療制度、健保組合、協会けんぽといった医療保険者のインセンティブ、介護保険者のインセンティブについても、保険者別の評価指標⁶を見える化するとともに、その検証を行い、評価指標や取組の見直しにつなげていくべき。また類似団体間の比較など保険者等にとって活用しやすい形で見える化を行うべき。
- 市町村別のがん種別のがん検診の実施率の状況⁷を見える化するとともに、エビデンスのある検診への重点化を促すべき。

⁴ 社会保障審議会・介護保険部会・介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会。

⁵ 見守りセンサー等の介護ロボットやAIを活用したケアプラン等の作成支援など様々な技術が開発、導入段階にある。

⁶ 保険者へのインセンティブとして、保険者別に特定健診等の実施、糖尿病等の重症化予防、加入者への情報提供、後発医薬品の使用促進等の項目ごとに評価指標が設定され、その評価点数に基づいて交付金の算定等が行われているが、その評価指標が公表されていないため、保険者別の比較や改善に向けた検証が行えないといった課題がある。

⁷ 市町村別・がん種別別の検診実施率が公表されていないため、検診実施率上昇に向けた課題が明らかでないほか、厚労省が定める指針に沿ったがん検診が行われていないとの指摘がある。